

不当な働きかけに関する対応マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、延岡市が発注する建設工事等（建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務及び清掃等業務をいう。）及び物品の調達（物品の買入れ、印刷、製造（修繕を含む。）、売払い等をいう。）に係る競争入札及び契約（以下「入札等」という。）に関し、外部から職員に対して不当な働きかけがあった場合における対応方法について、必要な事項を定めることにより、入札等の透明性、中立性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 不当な働きかけを行う者の定義

このマニュアルにおいて、不当な働きかけを行う者とは、入札等に関し、職員に対し不当な働きかけを行う者すべてをいう。

具体例

事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び個人事業者をいう。）、国会議員、地方公共団体の長、国及び地方公共団体の職員、個人のいかなる人も対象になります。

第3 不当な働きかけの定義

1 このマニュアルにおいて、「不当な働きかけ」とは、入札等に関し、職員に対しその勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の者を入札等へ参加させること又は参加させないことを要求する行為

具体例

- ① 特定の者を入札等に参加させる又は参加させない目的をもって、仕様、発注方法等発注基準の変更等を行うよう要求する行為。
- ② 特定の者を入札等に参加させる又は参加させない目的をもって、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為。

(2) 特定の者に受注させること又は受注させないことを依頼する行為

具体例

特定の者に受注させる又は受注させない目的をもって、仕様書等の作成又は変更を行うよう要求する行為。

(3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法又は入札参加条件等の設定を要求する行為

(4) 予定価格、入札参加者の情報、入札参加者の数、積算基準、最低制限価格等の公表していない情報を聞き出そうとする行為

注意点

入札等の未公表又は非公表情報の漏えいは、職員による入札等の妨害（入札談合関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第8条）又は競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項）に抵触するおそれがあります。

- (5) 談合につながるおそれがあると認められる行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為

具体例

- ① 下請業者の選定に関し、特定の者を選定するよう元請業者に対して指導を要求する行為。
- ② 設計書等の変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為。
- ③ 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、「不当な働きかけ」に該当しないものとする。

- (1) 市長に対し陳情書、要望書等の書面を提出することにより行われた行為

具体例

個別具体的な案件に関するものではなく、入札等又は市政の方針に対する陳情、要望、政策提言、意見等の書面で提出されたもの。

- (2) 不特定の者が傍聴できる公開の場(市議会、審議会、公聴会等をいう。)において行われた行為
- (3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかな行為

具体例

個別具体的な案件に関するものではなく、発注が予定されている公共調達への指名の依頼等について、発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合であり、通常の営業活動の範囲であるもの。

- (4) 単に入札等に関する事実の確認であることが明らかな行為

第4 職員の責務

- 1 職員は、入札等が市民の経済活動や生活の基盤となる社会資本の整備等を行うものであることを自覚し、入札等について市民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。
- 2 職員は、延岡市職員倫理規程(平成16年訓令第6号)に定める倫理行動基準及び禁止行為を遵守しなければならない。

第5 不当な働きかけがあった場合の対応

- 1 職員は、不当な働きかけを受けたときは、これを拒否するなど毅然とした対応を取り、当該行為について速やかに所属長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた所属長は、当該行為が不当な働きかけであると判断した場合は、不当な働きかけに関する報告書(以下「報告書」という。)を作成し、市長に報告するものとする。

対応方法の具体例

(不当な働きかけへの対応については、地域交通安全推進室作成「延岡市不当要求行為対応マニュアル」も参考にしてください。)

- ① 不当な働きかけを行う者に対しては、当該行為を拒否するなど毅然とした対応をとる。
- ② 不当な働きかけを行う者との面談の場合には、単独で対応せず、複数の職員で対応すること。
※ 職員個人に対してではなく、組織として受け止め、組織として対応することが重要。
- ③ 必要に応じて筆記、録音等により、不当な働きかけの記録をとること。
- ④ 電話等による対応の場合には、第三者を装って不当な働きかけをしていることも考えられるため、折り返し電話をかけ直すなどの対応をとること。
※ 本人確認は慎重に行なうこと。
- ⑤ 不当な働きかけの事実の確認のため必要がある場合には、事情聴取等の調査を行うこと。
※ 必要に応じて、契約管理課、地域交通安全推進室の職員も同席のうえで行うこと。

第6 不当な働きかけに対する措置

市長は、不当な働きかけの内容に応じて、次の措置をとるものとする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する入札の公正を害すべき行為に該当するおそれがあるときには、警察本部等関係機関及び公正取引委員会に通報する。
- (2) 延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件に該当する場合は、延岡市建設業者等審査委員会又は延岡市物品等入札参加者審査委員会の審査を経て、指名停止措置を行う。

第7 延岡市ホームページへの公開

報告書の内容については、相手方氏名等個人や事業者が特定されない方法で、延岡市ホームページに公開する場合がある。

附 則

このマニュアルは、平成25年7月1日から適用する。

